

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業一覧及び効果検証

番号	実施計画種別	担当課等	充当事業名	事業費	充当額	ページ
①	R6計画 No.11	協働のまちづくり課	地域交通支援事業	5,000	5,000	1
②	R5計画 No.1 R5計画 No.7 R6計画 No.1	福祉事務所	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金追加給付事業	292,671	291,971	1
③	R5計画 No.2	福祉事務所	低所得世帯物価高騰緊急支援給付金事業（均等割のみ課税世帯分）	74,770	74,770	2
④	R5計画 No.3	福祉事務所	低所得世帯物価高騰緊急支援給付金事業（こども加算分）	28,648	28,647	2
⑤	R6計画 No.2	福祉事務所	新たな低所得世帯重点支援給付金・定額減税調整給付金事業 新たな低所得世帯重点支援給付金事業	49,715	49,715	3
⑥	R6計画 No.2	福祉事務所	新たな低所得世帯重点支援給付金・定額減税調整給付金事業 定額減税調整給付金事業	217,533	217,533	3
⑦	R6計画 No.13	商工観光課	運送事業者燃油高騰緊急支援金事業	5,035	5,000	4

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業一覧及び効果検証

単位:千円

①協働のまちづくり課

充当事業名	地域交通支援事業		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	5,000	5,000
款	2	総務費	事業期間	
項	1	総務管理費	R7.2～R7.3	
目	6	企画費		
主な対象者	市内に営業所を置く貸切バス事業者及びタクシー事業者			
事業概要	貸切バス事業者:大型300千円、中型200千円、小型100千円を所有台数に乘じ支給 タクシー事業者:旅客を運送している車両1台につき100千円を支給			
事業背景・目的	ロシアのウクライナ侵攻以降燃料等の価格が高騰し、交通事業者の経営に大きく影響を与えている。地域公共交通の将来にわたる安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保するため、交通事業者へ支給するもの。			
事業成果	計画指標:市内4事業所に助成→実績:市内4事業所に助成			
	貸切バス(大型3台、中型1台、小型8台)1,900千円、タクシー(31台)3,100千円の計5,000千円を支給			
対象者意見等	利用者数が減少し、輸送コストが増加する中で、役立った等の意見があった。			
R7取組予定等	なし			

②福祉事務所

充当事業名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金追加給付事業		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	292,671	291,971
款	3	民生費	事業期間	
項	1	社会福祉費	R5.12～R6.7	
目	1	社会福祉総務費		
主な対象者	基準日 (R5.12.1) において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯			
事業概要	住民税非課税世帯等1世帯当たり70千円を給付			
事業背景・目的	電力・ガス・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、給付金を給付			
事業成果	住民税非課税世帯等4,140世帯に給付金を給付し、物価高騰による家計への負担軽減に繋がった。			
対象者意見等	「住民税課税者の被扶養者のみの世帯についても給付してほしい。」という意見があった。			
R7取組予定等	令和6年度から令和7年度繰越にて非課税世帯へ30千円、当該給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童1人につき20千円の加算支給を実施			

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業一覧及び効果検証

単位:千円

③福祉事務所

充当事業名	低所得世帯物価高騰緊急支援給付金事業(均等割のみ課税世帯分)		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	74,770	74,770
款	3	民生費	事業期間	
項	1	社会福祉費	R6.1～R6.8	
目	1	社会福祉総務費		
主な対象者	基準日 (R5.12.1)において、令和5年度分の住民税均等割のみ課税となる世帯			
事業概要	住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり100千円を給付			
事業背景・目的	物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対して、給付金を給付			
事業成果	住民税均等割のみ課税世帯738世帯に給付金を給付し、物価高騰による家計への負担軽減に繋がった。			
対象者意見等	「所得割が課税されている世帯に対する給付金の給付をしてほしい。」という意見があった。			
R7取組予定等	令和6年度から令和7年度繰越にて非課税世帯へ30千円、当該給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童1人につき20千円の加算支給を実施			

④福祉事務所

充当事業名	低所得世帯物価高騰緊急支援給付金事業（こども加算分）		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	28,648	28,647
款	3	民生費	事業期間	
項	2	児童福祉費	R6.1～R6.7	
目	4	母子父子福祉費		
主な対象者	① 基準日（R5.12.1）において、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯 ② ①のほか、基準日（R5.12.1）において、令和5年度分の住民税均等割のみ課税となる世帯			
事業概要	非課税世帯及び均等割のみ課税世帯内にいる18歳以下の児童1人当たり50千円を給付			
事業背景・目的	物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯）に対し、18歳以下の児童1人当たり50千円を給付。			
事業成果	住民税非課税世帯224世帯（対象児童429人）、住民税均等割のみ課税世帯72世帯（対象児童129人）に給付金を給付し、物価高騰による家計への負担軽減に繋がった。			
対象者意見等	「物価が高騰する中、家計が助かった。」との意見があった。			
R7取組予定等	令和6年度から令和7年度繰越にて非課税世帯へ30千円、当該給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童1人につき20千円の加算支給を実施			

⑤福祉事務所

充当事業名	新たな低所得世帯重点支援給付金・定額減税調整給付金事業 新たな低所得世帯重点支援給付金事業		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	49,715	49,715
款	3	民生費	事業期間	
項	1	社会福祉費	R6.7～R7.2	
目	1	社会福祉総務費		
主な対象者	基準日 (R6.6.3) において、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯もしくは令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯			
事業概要	令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯もしくは令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯1世帯当たり100千円を給付。また、給付対象世帯のうち18歳以下の児童1人当たり5万円を加算給付			
事業背景・目的	物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯(令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯もしくは令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯)に対して、給付金を給付し、給付対象世帯のうち18歳以下の児童に対する加算給付を実施。			
事業成果	住民税非課税世帯265世帯、住民税均等割のみ課税世帯186世帯に給付金を給付、給付対象世帯のうち、41世帯(対象児童69人)に加算の給付を行い、物価高騰による家計への負担軽減に繋がった。			
対象者意見等	「令和5年度に給付金の給付を受けた方から、今回の給付金を受けられないのは何故か。」との意見が多かった。			
R7取組予定等	令和6年度から令和7年度繰越にて非課税世帯へ30千円、当該給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童1人につき20千円の加算支給を実施			

⑥福祉事務所

充当事業名	新たな低所得世帯重点支援給付金・定額減税調整給付金事業 定額減税調整給付金事業		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	217,533	217,533
款	3	民生費	事業期間	
項	1	社会福祉費	R6.7～R7.2	
目	1	社会福祉総務費		
主な対象者	基準日 (R6.8.9)において、以下の条件全てに該当する者 ・令和6年度分の所得税が課税される見込み、または、杵築市から令和6年度分の個人住民税所得割が課税されている ・定額減税可能額が減税前の税額を上回る ・合計所得金額が1,805万円以下である			
事業概要	定額減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付			
事業背景・目的	賃金上昇が物価高に迫っていない市民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す目的で実施した。			
事業成果	定額減税調整給付対象者5,120人(扶養者含み9,069人)に給付金を給付。			
対象者意見等	「物価が高騰する中、家計が助かった」「非課税世帯向け給付だけではなく、課税者向けの給付できめ細かい対応の給付金だった」等、肯定的な意見があった一方、「制度が複雑で分かりにくい」「人によって損得の差があり不公平だと感じる」との声もあった。			
R7取組予定等	早期給付を目的に本給付金を概算で支給したため、令和7年度に「不足額給付」を実施			

⑦商工観光課

充当事業名	運送事業者燃油高騰緊急支援金事業		事業費	うち充当額
会計	1	一般会計	5,035	5,000
款	6	商工費	事業期間	
項	1	商工費	R7.2～R7.3	
目	2	商工振興費		
主な対象者	貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む中小企業者			
事業概要	一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業に使用する車両台数に交付単価を乗じた金額を支援金として支給した。(普通自動車25千円、小型自動車15千円、軽自動車5千円)			
事業背景・目的	燃料費高騰により厳しい経営状況にある運送事業者に対して、必要な経費を助成することで、杵築市内の運送事業者の事業継続を図った。			
事業成果	計画指標:補助事業者数15社→実績:補助事業者数14社			
	多量の燃油を消費する運送業界は、燃油高騰によりとりわけ大きな打撃を受けてきた中で、当該支援金を経営資金等として活用することにより、事業継続に寄与した。			
対象者意見等	「当面の運転資金に充当でき、資金繰りに役立った」との声があった。			
R7取組予定等	なし			